會に對して責任を負ふものとす

一項、中央執行委員會は顧問若干名を置く事を得

第三節　常任中央執行委員會

第十一條　本黨常務の執行機關として常任中央執行委員會を置く特に緊急の場合には常任中央執行委員會は中央執行委員會に代り審議決行す

但し此の場合には次期中央執行委員會の承認を經る事を要す

一項、常任中央執行委員會は中央執行委員長及常任中央執行委員若干名を以て構成す

第四節　部門

第十二條　中央執行委員會は必要に應じ組織、宣傳、教育、調査、産業、國際、財政、機關紙、議會對策、政治、青年、婦人等の部門を設くるものとす

第十三條　各部門は中央執行委員會の統制を受く

財團法人協調會大阪支所